

美里町新規就農者育成支援金条例の一部を改正する条例（案）

美里町新規就農者育成支援金条例（平成18年美里町条例第155号）の一部を次のように改正する。

第2条中「30歳」を「45歳」に改める。

第3条第1号中「30歳」を「45歳」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 夫婦で農業経営に取り組む場合にあっては、150万円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。